

熊本県告示第454号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
済生会みすみ病院	宇土郡三角町波多 775-1	平成15年3月10日から 平成18年3月9日まで

熊本県告示第455号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
帯山中央病院	熊本市帯山四丁目 5-18	平成15年5月23日から 平成18年5月22日まで
山口病院	熊本市田崎三丁目 1-17	平成15年5月23日から 平成18年5月22日まで
医療法人聖粒会 慈恵病院	熊本市島崎六丁目 1 番 27 号	平成15年5月23日から 平成18年5月22日まで
熊本整形外科病院	熊本市九品寺一丁目 15-7	平成15年7月27日から 平成18年7月26日まで
医療法人芳和会 くわみず病院	熊本市神水一丁目 14-41	平成15年7月27日から 平成18年7月26日まで
済生会熊本病院	熊本市近見五丁目 3 番 1 号	平成15年7月27日から 平成18年7月26日まで
国立熊本病院	熊本市二の丸 1 番 5 号	平成15年7月29日から 平成18年7月28日まで
熊本赤十字病院	熊本市長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成15年7月29日から 平成18年7月28日まで
熊本大学医学部 附属病院	熊本市本荘一丁目 1 番 1 号	平成15年7月29日から 平成18年7月28日まで
熊本機能病院	熊本市山室六丁目 8 番 1 号	平成15年7月29日から 平成18年7月28日まで
朝日野総合病院	熊本市室園町 12 番 10 号	平成15年7月29日から 平成18年7月28日まで

熊本県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成15年4月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
中球磨介護サービスセンター 球磨郡免田町甲字久鹿 1190 番地 2	社会福祉法人免田町社会福祉協議会	平成15年3月31日
社会福祉法人上村社会福祉協議会 球磨郡上村大字上 1874 番地	社会福祉法人上村社会福祉協議会	平成15年3月31日